

## 給付の範囲

- 海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。  
そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。
- 療養（治療）を目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。  
日本で実施できない診療（治療）を行った場合でも、保険給付の対象とはなりません。

## 支給金額

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

- 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。
- 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。

海外療養費の申請については、以下の申請書と添付書類が必要です。

## 海外療養費支給申請書

- 様式A 診療内容明細書又は診療内容明細書の項目についてわかる国外で受診した医療機関で発行された書類
- 様式B 領収明細書又は領収明細書の項目についてわかる国外で受診した医療機関で発行された書類
- 領収書原本及びその日本語訳
- 様式Aまたは様式Aに準じる書類及び様式Bまたは様式Bに準じる書類の日本語訳

※翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。

- 受診者の海外渡航期間が確認できる書類

（受診期間における渡航の事実を確認させていただくため、以下のいずれかを添付してください。）

- パスポートのコピー（①氏名・顔写真と②当該期間の出入国スタンプのページ）
- 査証（ビザ）のコピー（氏名と有効期限が記載されたもの）
- 航空チケットのコピー（e チケット控えを含む）

- 様式D 同意書

※具体的な診療内容について、診療等を受けた医療機関に照会する場合があるため、療養を受けた方の同意書を添付してください。

※歯科の場合、様式C 歯科診療内容明細書（英語）を添付してください。